

別府市の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針

令和7年3月
別府市教育委員会

策定の趣旨等

- 本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁 文化庁）（以下「国のガイドライン」と表記）及び「大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年3月大分県教育委員会）（以下「県の方針」と表記）に則り、少子化の中でも、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、市の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。
その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 本方針は、別府市立中学校の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 今後、本方針に基づく各学校の取組について、定期的に状況を把握し、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

I 学校部活動

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 市教育委員会は、「国のガイドライン」及び「県の方針」を参考に、「別府市の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針（以下「市の方針」と表記）」を策定する。

イ 校長は、「市の方針」に則り、「学校における部活動に係る活動方針（以下「学校の方針」と表記）」を毎年度策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

ウ 校長は、前記イの学校の方針、活動計画及び活動実績等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教職員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教職員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

なお、主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう、また、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、顧問の複数配置を可能な限り行う。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・芸術文化活動を行い、教職員の負担が過度とにならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、学校の方針について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定する。

オ 市教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置するとともに、民間企業に指導者（地域指導員）の募集及び研修、部活動指導を委託する。

また、教職員ではなく、部活動指導員や地域指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

キ 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、法令ならびに服務規律（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。なお、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪

- 化していることを踏まえ、夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。
- イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の運営方針や指導者自身の指導概念を一方的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換などを通じて、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、目標や指導方針を設定する。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、大分県の運動部活動の手引「運動部活動の指導の在り方 ～安全・安心の確保のために～」(令和元年9月大分県教育委員会)や「国のガイドライン」の2(2)アによって作成された指導手引(運動部活動・文化部活動)を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮することが必要である。国のガイドラインにおいて、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間に「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすることが望ましい」と示されていること等も踏まえ、下記を基準とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

①学 期 中…週あたり2日以上（平日1日、土日いずれか1日）の休養日を設ける。なお、休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。

また、大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養日を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。

②長期休業中…上記の基準に加え、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定し、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動・文化部活動以外にも多様な活動を行なうことができるよう配慮する。

③活 動 時 間…1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

④そ の 他…定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日や、週間、月間、年間単位等での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

イ 校長は、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や地域指導員、外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合において、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

イ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術及び科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。

イ 市教育委員会及び学校は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

II 新たな地域クラブ活動

1 新たな地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 運営団体・実施主体

①地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

地域クラブ活動の運営団体・実施主体については、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動（文化）部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。

②関係者間の連携体制の構築等

市教育委員会は、首長部局や教育委員会の中の担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

(2) 指導者

満18歳以上（当該年度4月1日現在の年齢が18歳以上の者）で、中学校もしくは高等学校の部活動又は地域のスポーツや文化活動等において指導した経験を有する者、又は、当該スポーツや文化芸術活動に関する専門的な知識及び技能を有し、指導が可能と認められる者とする。

①指導者の質の保証

ア 市教育委員会は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境や、文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

イ スポーツ団体・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

②適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（1）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。市教育委員会は適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、I 2（1）に準じ、生徒とのコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

③教師等の兼職兼業

ア 市教育委員会は、国が示す手引等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。

イ 市教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における

業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

(3) 活動内容

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(4) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、I 3アに準じ、活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2 (1) ②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

(5) 活動場所

ア 活動拠点は原則として別府市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないようにする。

イ 市教育委員会は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について、利用しやすい環境づくりを行う。

ウ 市教育委員会及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、地域クラブ活動の際の利用のルール等を策定する。

(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

(7) 保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入すること。

3 地域クラブ活動の認定について

地域クラブ活動の代表者は、クラブを設置するにあたって、市教育委員会が定めた手続きに従って申請を行い、教育長の認定を受けなければならない。

(1) 認定要件

地域クラブの認定要件は、市教育委員会が別に定める「別府市における地域クラブの認定要件確認書（様式2）」の内容に基づく。

(2) 認定の手続き

- ア 認定を求める地域クラブは、「地域クラブ認定申請書（様式1）」及び「別府市における地域クラブの認定要件確認書（様式2）」、「規約または会則」を、市教育委員会学校教育課へ提出する。
- イ 市教育委員会は学校教育課、教育政策課、スポーツ推進課で審査し、必要に応じて現地視察を行った上、認定するか否かを決定し、「地域クラブ認定審査結果通知書（様式3）」によって通知する。